

令和8年度広島県障害者ピアサポート研修（フォローアップ研修）

応募要領

1 要旨

自ら障害や疾病の経験があり、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行う、ピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成するため、振り返りを目的とした障害者ピアサポート研修（フォローアップ研修）の募集をします。

2 実施主体及び研修事務局

実施主体 広島県

研修事務局 社会福祉法人尾道さつき会

3 研修日程・開催方法及び定員

※ 全日程 Zoom のオンラインで開催します。

【日時】 令和8年10月1日（木）・2日（金）

受付 9:00～9:30 研修時間 1日目 9:30～16:00 / 2日目 9:30～15:25

【定員】 当事者：25名 協働支援者：25名（合計50名）

【留意事項】 申込者が6名に満たない場合は、開催中止となりますのでご了承ください。

4 受講対象者等

（1）受講は事業所単位での申し込みとします。なお、受講対象者は次のとおりです。

① 令和7年度広島県障害者ピアサポート研修（専門研修）を修了した者

② 令和6年度以前に広島県障害者ピアサポート研修（専門研修）を修了し、かつこれまでに広島県障害者ピアサポート研修（フォローアップ研修）を未受講である者

（2）原則として「当事者」及び「協働支援者」それぞれ1名以上で受講してください。

ピアサポート研修（専門研修）を修了した者が、特別な事情により、当事者のみ若しくは協働支援者のみであった場合を除き、当事者のみ若しくは協働支援者のみでの受講はできません。

（3）受講者以外の方の見学・聴講は原則認めません。

5 申込みについて

（1）申込方法

研修事務局にメールにて申込みをしてください。郵送やFAX、持ち込みによる提出は受け付けません。

提出書類		提出先	申込期限
様式1	申込フォーム（受講推薦（申込）書） [Excel形式]	宛先： peer@satukikai.com 件名：ピアサポート研修申込み	9月7日 （月） 17:00 必着
様式3	個人情報の取り扱いに関する同意書 [Word/PDF形式] ※当事者の方のみ		

※合理的配慮が必要な場合は【様式2 障害のある受講者の合理的配慮申出書】も添付してください。

(2) 留意事項

ア 受講推薦（申込）書等に不備がある場合は、申込みを受け付けない場合がありますので、内容を十分に確認した上で提出してください。特に氏名の漢字・生年月日は、記載のとおりに修了証書に印字されますので、間違いのないよう確認してください。

イ メールアドレス記入欄は、間違いのないように記載してください。キャリアメールは不可です。

ドコモ、au、ソフトバンク等の携帯キャリアメールは、事務局からの通知が届きません。

6 問い合わせ

問い合わせ先	電話番号／受付時間	メールアドレス
社会福祉法人 尾道さつき会 研修事務局	082-275-5445 平日 9:00～17:00	peer@satukikai.com

7 受講決定

受講が決定した者には「受講決定通知書」を、不決定とした者には「受講不決定通知書」を送信します。

受講決定通知日	方法
9月11日(金)までに メールで通知します	<u>申込者メールアドレス</u> 及び <u>受講者本人アドレス</u> へメールします。

※ メールが届かない方は、必ず研修事務局まで連絡してください。（研修事務局 TEL:082-275-5445）

8 受講費用

1人 10,000円

※ 振込先等の詳細は「受講決定通知」にてお知らせします。受講決定後の指定期日までにお振込みください。指定期日までに振込が無い場合は受講不可とします。

※ 受講費用納入後は、いかなる場合も返金はできませんので予めご了承ください。

9 修了証書

広島県が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を修了した者に、フォローアップ研修の修了証書を交付します。受講態度の著しい不良等、県が適当でないと判断した者には、修了証書の交付はできません。

10 その他

(1) 講義の開始から30分以上遅れた者は欠席と見なし、それ以降の講義を受講不可とします。

ただし研修事務局がやむを得ない事情であると判断する場合を除きます。

遅刻30分以内の場合は受講していない時間について、補完の必要がある場合は追加課題をお願いすることがあります。

※遅刻・欠席の場合は、必ず研修事務局へ連絡してください。

オンライン開催時、不具合等が発生した場合は、速やかに研修事務局へ連絡してください。

(2) 虚偽の申込や他人の作成した課題の複製等、県が悪質と判断した場合は、当該研修の受講及び修了は認めません。また、不適正と決定した事案は、当該事業所等を指導する関係機関に情報提供します。

- (3) 個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、適切に取り扱います。
- (4) 修了者については、広島県が修了者名簿を作成・管理し、市町等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。修了者名簿には障害に係る情報は記載しません。